

制定 平成26年 2月28日 中国運輸局公示第103号  
改正 平成27年 6月29日 中国運輸局公示第 24号  
改正 平成27年10月21日 中国運輸局公示第 64号  
改正 平成27年10月29日 中国運輸局公示第 68号  
改正 令和 元年 8月30日 中国運輸局公示第 29号  
改正 令和 元年12月13日 中国運輸局公示第 52号  
改正 令和 5年 5月26日 中国運輸局公示第 12号  
改正 令和 5年 6月26日 中国運輸局公示第 20号  
改正 令和 5年11月24日 中国運輸局公示第 77号  
改正 令和 6年12月24日 中国運輸局公示第 48号  
改正 令和 7年10月28日 中国運輸局公示第 54号  
改正 令和 7年11月 6日 中国運輸局公示第 60号  
改正 令和 8年 2月10日 中国運輸局公示第 83号

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤーを除く）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成16年9月30日付け中国運輸局公示第68号）1（3）イ①及び⑥に規定する標記について、別紙のとおり定めたので公示する。

平成26年 2月28日

中国運輸局長 小 橋 雅 明

### 附 則

1. この公示は、平成26年4月1日から適用する。
2. 平成14年5月7日付け中国運輸局公示第16号「一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤーを除く）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗

距離を短縮する場合の距離について」は、平成26年3月31日限りでこれを廃止する。

附 則

この公示は、平成27年6月29日から適用する。

附 則

この公示は、平成27年10月21日から適用する。

附 則

この公示は、平成27年10月29日から適用する。

附 則

この公示は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この公示は、令和2年2月1日から適用する。

附 則

この公示は、令和5年6月26日から適用する。

附 則

この公示は、令和5年8月1日から適用する。

附 則

この公示は、令和5年12月25日から適用する。

附 則

1. この公示は、令和6年12月24日から適用する。
2. 今回改正の対象となった運賃適用地域である島根地区について、当面の間、改正前の運賃適用地域における初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離（附則別紙）を適用することとする。

附 則

この公示は、令和7年10月28日から適用する。

附 則

この公示は、令和7年11月6日から適用する。

附 則

この公示は、令和8年2月10日から適用する。

## 広島県

運賃適用地域	営業区域	車種区分	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離	
広島市域地区	広島交通圏	特定大型車	1.45km	上限運賃	1,267m
				B運賃	1,265m
				C運賃	1,263m
				D運賃	1,261m
				E運賃	1,259m
				下限運賃	1,257m
		大型車	1.45km	上限運賃	1,202m
				B運賃	1,199m
				C運賃	1,196m
				D運賃	1,193m
				E運賃	1,190m
				下限運賃	1,187m
		普通車	1.45km	上限運賃	1,150m
				B運賃	1,146m
				C運賃	1,142m
D運賃	1,138m				
E運賃	1,134m				
下限運賃	1,130m				

運賃適用地域	営業区域	車種区分	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離	
広島地区	広島交通圏を除く広島県全域	特定大型車	1.42km	上限運賃	1,208m
				B運賃	1,206m
				C運賃	1,204m
				D運賃	1,201m
				E運賃	1,199m
				F運賃	1,196m
				G運賃	1,194m
				下限運賃	1,192m
		大型車	1.42km	上限運賃	1,204m
				B運賃	1,201m
				C運賃	1,199m
				D運賃	1,196m
				E運賃	1,194m
				下限運賃	1,191m
		普通車	1.42km	上限運賃	1,132m
B運賃	1,128m				
C運賃	1,125m				
D運賃	1,121m				
E運賃	1,117m				
下限運賃	1,113m				

## 鳥取県

運賃適用地域	営業区域	車種区分	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離	
鳥取地区	鳥取県全域	特定大型車	1.5km	上限運賃	短縮の設定無し
				B運賃	
				C運賃	
		大型車	1.5km	D運賃	短縮の設定無し
				E運賃	
				F運賃	
		普通車	1.5km	下限運賃	短縮の設定無し
				上限運賃	
				B運賃	
				C運賃	
				D運賃	
				E運賃	
				下限運賃	

## 岡山県

運賃適用地域	営業区域	車種区分	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離	
岡山地区	岡山県全域	特定大型車	1. 10km	上 限 運 賃	短縮の設定無し
				B 運 賃	
				C 運 賃	
				D 運 賃	
				E 運 賃	
				F 運 賃	
				G 運 賃	
				下 限 運 賃	
		大型車	1. 10km	上 限 運 賃	646m
				B 運 賃	640m
				C 運 賃	634m
				D 運 賃	628m
				E 運 賃	622m
				F 運 賃	614m
				下 限 運 賃	608m
				普通車	1. 10km
		B 運 賃	592m		
		C 運 賃	586m		
D 運 賃	578m				
E 運 賃	570m				
F 運 賃	562m				
下 限 運 賃	562m				

## 山口県

運賃適用地域	営業区域	車種区分	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離	
山口地区	山口県全域	特定大型車	1.42km	上限運賃	1,257m
				B運賃	1,255m
				C運賃	1,254m
				D運賃	1,252m
				E運賃	1,250m
				F運賃	1,248m
				G運賃	1,246m
				下限運賃	1,245m
		大型車	1.42km	上限運賃	1,216m
				B運賃	1,214m
				C運賃	1,211m
				D運賃	1,209m
				E運賃	1,206m
				F運賃	1,204m
				下限運賃	1,201m
				普通車	1.42km
		B運賃	1,142m		
		C運賃	1,138m		
		D運賃	1,134m		
		E運賃	1,131m		
		下限運賃	1,127m		

島根県

運賃適用地域	営業区域	車種区分	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離		
旧島根県本土地区	隠岐郡を除く 島根県全域	特定大型車	1.5km	上 限 運 賃	短縮の設定無し	
				B 運 賃		
				C 運 賃		
		D 運 賃				
		E 運 賃				
		F 運 賃				
大型車	1.5km	1.5km	下 限 運 賃	短縮の設定無し		
			上 限 運 賃			
			B 運 賃			
普通車	1.5km	1.5km	C 運 賃		短縮の設定無し	
			D 運 賃			
			E 運 賃			
				下 限 運 賃		

運賃適用地域	営業区域	車種区分	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離		
旧島根県隠岐地区	島根県のうち 隠岐郡の区域	特定大型車	1.5km	上 限 運 賃	短縮の設定無し	
				B 運 賃		
				C 運 賃		
		D 運 賃				
		E 運 賃				
		F 運 賃				
大型車	1.5km	1.5km	下 限 運 賃	短縮の設定無し		
			上 限 運 賃			
			B 運 賃			
普通車	1.5km	1.5km	C 運 賃		短縮の設定無し	
			D 運 賃			
			E 運 賃			
				下 限 運 賃		